

平成22年5月21日現在

研究種目：基盤研究（A）
 研究期間：2007～2009
 課題番号：19203004
 研究課題名（和文）高度寡占産業における市場支配力のコントロール
 ——情報通信産業を中心に
 研究課題名（英文）Subject of Study: Control of market power in highly oligopolistic industry— Mainly Information and Telecommunication industry
 研究代表
 舟田 正之（FUNADA MASAYUKI）
 立教大学・法学部・教授
 研究者番号：60062676

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、市場支配的地位にある企業が存在する市場の実態と、それに対する独禁法及び各産業分野の事業法による規制のあり方を調査研究することであった。研究の結論として、第一に、個別事業法上の規制と独禁法がともに同一対象に適用されることもあり得ること、第二に、行為規制で不十分な場合は、構造規制を検討すべきであること、第三に、市場支配地位の濫用に対する規制を立法化すべきことが明らかにされた。

研究成果の概要（英文）：The purposes of this research were to study the status quo of the market which is dominated by a few powerful industries and also to study how the legal control by Business Act and Antitrust Act should be applied.

The conclusions of this research were as follows.

- (1) Individual Business Act and Antitrust Act can be applied to the same enterprise.
- (2) If action control is not enough, then structural control should be introduced.
- (3) Control against the abuse of the market power should be legalized.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	11,700,000	3,510,000	15,210,000
2008年度	5,100,000	1,530,000	6,630,000
2009年度	5,100,000	1,530,000	6,630,000
年度			
年度			
総計	21,900,000	6,570,000	28,470,000

研究分野：社会法学・公法学

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：(1)市場支配的地位(2)濫用(3)規制(4)独占禁止法(5)構造規制(6)行為規制(7)新規参入(8)競争の実質的制限

1. 研究開始当初の背景

近年、いわゆる IT 革命が多様な形で、市場競争を国際的規模で、かつ質的にも変化さ

せつつあるという状況の下で、特に競争を制限するような市場支配的地位にある企業の出現、あるいは大企業による市場支配地位の

濫用が目立つようになってきている。

競争法の観点からは、上記の市場支配的企業等の反競争的行為をどのように抑止し、または反競争的市場構造をどのように変えて、公正かつ自由な競争を維持・促進していくかという課題が提起されている。

その際には、単なる競争の維持・促進という観点ではなく、各産業分野に特有の技術的・経営的等の事情をふまえ、また、社会的に望ましい方向を目指すという観点も同時に組み込んだ形で、あるべき政策・制度を考えなければならない。後者の観点が、競争の高度な展開も可能にするということから、競争か規制かという二分法的な考えではない、総合的な検討が目的とされるべきである。

2. 研究の目的

市場支配的地位にある企業が存在する市場の実態と、それに対する独禁法及び各産業分野の事業法による規制の在り方を調査研究すること。

具体的には主として、独禁法による規制、および、個別規制法による規制が検討対象となる。前者には、日米のマイクロソフト事件、インテル事件など IT 関連産業を主に取り上げ、後者では、電気通信・電力・都市ガスなどの諸分野における個別の事業法（電気通信事業法、電気事業法、ガス事業法など）によるサービス規制、接続・託送に関する規制などを取り上げる。

この目的のために必要とされる政策ないし規制とは、第一に、独禁法による規制であり、日本の独禁法においては、私的独占、集中規制と不公正な取引方法が中心となる。第二は、個別規制法による規制であり、電気通信・電力・都市ガスなどの諸分野における個別の事業法（電気通信事業法、電気事業法、ガス事業法など）によるサービス規制、接続・託送に関する規制などが中心となる。

上の第一と第二の規制は、どの国においても従来は異なる行政庁の管轄であることなどから、相互に独立して個別に行われてきたが、最近の傾向として、第二の個別規制法による規制においても、第一の独禁法との調整、あるいは広い意味での競争政策及び独禁法の規制に合致する内容と手続きによるという傾向が強まっているので、両者を総合的に検討・評価する必要が大きくなっている。

また、第二の規制がない、一般の企業に関しても、市場支配的地位にある企業を競争秩序の中でどのように位置づけ、誘導・規制していくかが重要な課題である。これは、特に「一人勝ち競争」現象（米国の反トラスト法におけるマイクロソフト訴訟が典型である）

や、合併等による巨大企業（日本での最近の例では、石油化学の諸分野や日本航空と日本エアシステムの事業統合による高度寡占市場の形成）が増えつつある中で、それらの市場支配的地位の有無ないし程度、内容等について、独禁法の狭い意味での解釈論にとどまらず、実態研究や産業政策のあり方という観点からの説明が要請されている。

3. 研究の方法

メンバーの共同研究と共同討議。メンバーが各担当分野について文献調査をし、一部のものは海外調査を行った。

識者や担当行政庁事業者等の方々からのヒアリング。

市場支配的企業は、国外の企業との結合関係を前提に成立している場合も多く、それに対する規制については当該市場における国際的な関係を前提とし、また国外の企業に対する規制を考慮に入れることが必要であり、この面からの研究も行う。

また、法学の分野としても、独禁法のみならず、会社法、行政法、知的財産法など幅広い視野から捉えなければならない。

4. 研究成果

(1) 個別事業法上の規制と独禁法がともに同一対象に適用されることもあり得るとすべきである。

米国では個別事業法による規制が実効的に行われているなら、それ以外に独禁法で規制する必要はないという最高裁判決が出ているが、この事件が私訴である等の事情もあり、日本ではこれとは異なる解釈・運用が望ましい。

(2) 行為規制（特に、接続規制など）で不十分な場合は、構造規制（企業分割から分離子会社形態まで多様である）が検討すべき規制手法である。

行為規制は、各事業法や独占禁止法において主として採用されているが、特定の違反行為がなくても、該当市場の構造から、市場支配的企業の市場支配力が存在し、競争が有効に働かないこともあり得る。現在のわが国における電気事業、電気通信事業がその例であり、諸外国でもほぼ同様な問題が指摘されている。

そのような場合には、構造規制を検討すべきであり、NTT を持ち株会社の下で、複数の子会社に分けた現行の仕組みも、その 1 例である。これで不十分と判断されれば、さらに進んで「資本分離」（実質の意味での企業分

割)の当否を検討すべきこととなる。

また、構造規制と並んで、市場支配力が存在し、競争が有効に働かない分野では、従来の公益事業規制が残される。現在のわが国における電気事業法は、消費者など小規模ユーザー向け市場はほぼ独占が残っているため、継続的な料金等の規制が残されている。この場合には、競争市場となった分野(上の例で言えば大口ユーザー向けの電気サービス市場)との切り分けが重要な問題となる。特に両分野について、内部相互補助がないような規制システムが機能することが要請される。

(3)EU やドイツのように、日本においても市場支配地位の濫用に対する規制を立法化すべきである。

現在の日本の独占禁止法には、優越的地位の濫用を規制する規定はあっても、市場支配的企業が取引の相手方に、その市場支配力を利用して不当に不利益な取引条件を押しつける規定は存在しない。上記の電気事業や電気通信事業のように、従来の公益事業については、各事業法上の規制があるので、そのような濫用規制を独占禁止法に加える必要性は低いが、それ以外の市場支配的企業(例えば、マイクロソフト)については、個別の反競争的行為がない限り、規制をかけることはできない。濫用行為も1種の反競争的行為といえなくもないが、従来の日本の独占禁止法に関する解釈ではこれは無理である。しかし、実際上の必要性は認められるので、この種の市場支配地位の濫用に対する規制を立法することを検討すべきである。その範としては、EU やドイツの競争法における濫用規制がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 13 件)

- ① 河谷清文、自由競争減殺の位置付けと若干の論点について、日本経済法学会年報、査読無、30号、2009、53-66
- ② 金井貴嗣、不公正な取引方法をめぐる諸問題、日本経済法学会年報、査読無、30号、2009、1-18
- ③ 山部俊文、公正競争阻害性・再論、日本経済法学会年報、査読無、30号、2009、19-36
- ④ 舟田正之、正田先生の人と業績を振り返る、ジュリスト、査読無、1388号、56-65

[図書] (計 4 件)

- ① 舟田正之、有斐閣、不公正な取引方法、2009、627
- ② 根岸哲、舟田正之、有斐閣、独占禁止法概説、2008、433
- ③ 土田和博、日本評論社、改憲・改革と法、2008、428

6. 研究組織

(1)研究代表者

舟田 正之 (FUNADA MASAYUKI)
立教大学・法学部・教授
研究者番号：60062676

(2)研究分担者

正田 彬 (SHOUDA AKIRA)
慶應義塾大学・産業研究所・名誉教授
研究者番号：10051137
石岡 克俊 (ISHIOKA KATSUTOSHI)
慶應義塾大学・産業研究所・准教授
研究者番号：80296772
岩本 諭 (IWAMOTO SATOSHI)
佐賀大学・経済学部・教授
研究者番号：00284604
江口 公典 (EGUCHI KIMINORI)
慶應義塾大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号：50135927
岡田 外司博 (OKADA TOSHIHIRO)
早稲田大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号：30213945
金井 貴嗣 (KANAI TAKATSUGU)
中央大学・法学部・教授
研究者番号：50102877
古城 誠 (KOJYOU MAKOTO)
上智大学・法学部・教授
研究者番号：80013027
佐藤 吾郎 (SATOU GOROU)
岡山大学・法学部・准教授
研究者番号：20273956
柴田 潤子 (SHIBATA JUNKO)
香川大学大学院・香川大学愛媛大学連合法務研究所・准教授
研究者番号：90294743
高橋 岩和 (TAKAHASHI IWAKAZU)
明治大学・法学部・教授
研究者番号：30281562
土田 和博 (TSUCHIDA KAZUHIRO)
早稲田大学・法文学術院・教授
研究者番号：60163820
東條 吉純 (TOUJYOUYOSHIZUMI)
立教大学・法学部・教授
研究者番号：70277739
鳥山 恭一 (TORIYAMA KYOUICHI)

早稲田大学大学院・法務研究科・教授
研究者番号：80164078
森平 明彦 (MORIDAIRA AKIHIKO)
高千穂大学・経営学部・教授
研究者番号：90200435
山部 俊文 (YAMABE TOSHIFUMI)
一橋大学大学院・法学研究科・教授
研究者番号：50183984
若林 亜理砂 (WATANABE ARISA)
駒澤大学法科大学院・准教授
研究者番号：00298069
河谷 清文 (KOUTANI KIYOFUMI)
中央大学・法学部・准教授
研究者番号：80330108
林 秀弥 (HAYASHI SYUUYA)
名古屋大学・法政国際教育協力研究センター・准教授
研究者番号：30364037
大槻 文俊 (OOTSUKI FUMITOSHI)
専修大学・法学部・准教授
研究者番号：30360887
渡辺 昭成 (WATANABE AKINARI)
国土舘大学・法学部・准教授
研究者番号：90329061
多田 英明 (TADA HIDEAKI)
東洋大学・法学部・講師
研究者番号：10408958